

事務所通信

-2023年11月号-

神奈川県総合労働事務所 特定社会保険労務士 菊間一郎

11
November
2023

「〇〇の壁」と実質収入、名目収入

-物価高の世の中、「・・・の壁」が、扶養控除や名目収入にどう影響するのかを知らう-

政府は、9月に「**年収の壁・支援強化対策パッケージ**」を打ち出し、10月から、「**年収130万を超えても連続2年までは扶養を外れない**」、「**年収106万を超えても、従業員の手取りの減少分は減少分を賃上げで補填すれば助成金を支給する**」などの方針を打ち出しました。

どうやら最近の**物価上昇分の収入減少の補填**を狙っているようですが、そもそも、扶養控除に限度額を設けると自体が問題だとか、本当に補填になるのか、という批判が出ているようです。

もっとも、大多数の人にとっては、「**・・・壁**」が**いくつもあって複雑でよくわからない**、本当に実質収入の補填に効果があるのかが分かりにくいというのが正直なところだと思います。

そこで、今回は「**・・・の壁**」が、扶養控除や名目収入にどう影響するのかにさかのぼって、その意味を見てゆきたいと思います(支援強化対策パッケージの詳細は、次号で取り上げます)。

「103万、106万、130万、150万・・・の壁」の内容

制度全体を説明すると、複雑になるので、便宜的に「**60歳前の夫婦、夫は正社員で年収500万円固定、妻はパートタイマーで働いている**」という前提です。

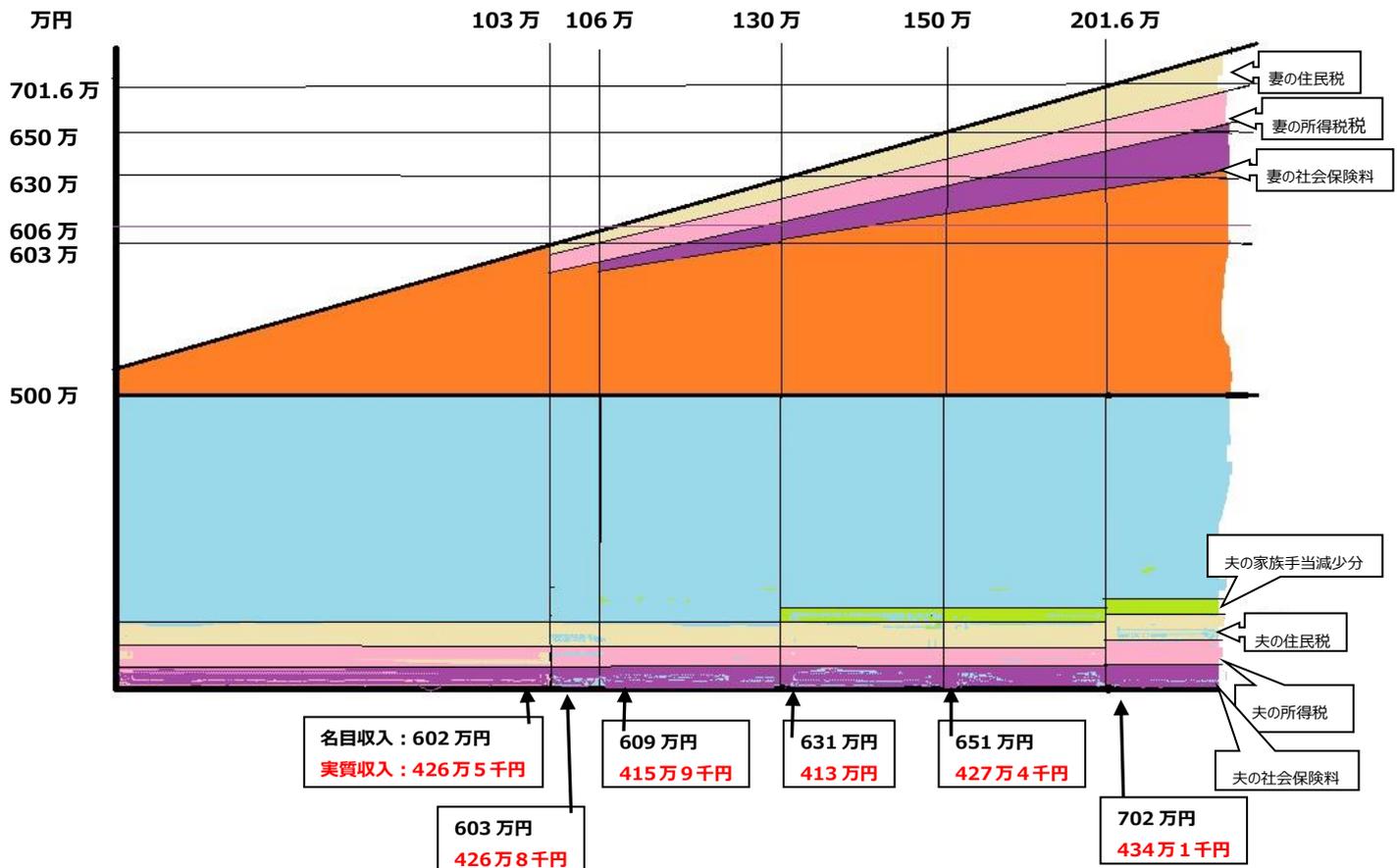
年収と「壁」	内 容	9月の政府の対策
103万円 の壁	所得税の非課税限度額。これを超えると所得税が課税される(住民税もほぼ同じ)。夫の所得税は、38万円の配偶者控除が受けられる。妻は、自身の所得税を支払わなければならない(年収104万円の所得税額は、約1千円、住民税額は約6千円)。	
106万円 の壁 (従業員規模101人以上の会社で働いている場合。2024年10月からは、51人以上の会社に拡大)	106万円(正確には、105万6千円)を超えると社会保険の加入義務が生じ、自らの給料から社会保険料を支払わなければならない。夫は、もともと社会保険に加入しているので影響なし。妻は、社会保険の本人になるので、夫の被扶養者から脱退しなければならない(年収106万円で年額約15万8,000円)。その分だけ、家計全体の収入は減少することになる。	○
130万円 の壁	社会保険の被扶養者の収入限度額。これを超えると、被扶養者にはなれない。夫は、もともと社会保険に加入しているので影響なし。妻は、国民健康保険へ加入するか社会保険に加入する必要があり、その分だけ家計収入は減少することになる。	○
150万円 の壁	所得税の配偶者特別控除(全額=38万円)が受けられる限度額。夫の所得税は、38万円の配偶者控除が受けられる。妻は、年収150万円で所得税約4万2千円、住民税約4万8千円、社会保険料約21万1千円円の負担となる。	
201.6万円 の壁	所得税の配偶者特別控除額は 段階的に減少 し、年収200万円で控除額は約3万円、201.6万円を超えると控除は受からない。夫の所得税は、配偶者控除が受けられなくなる。妻は、所得に応じた所得税などを支払わなければならない(年収200万円で所得税約2万7千円、社会保険料約29万円)。	

年収が増えると名目賃金と実質賃金にどういった差が出るの（試算）

令和5年版 試算表（夫の名目収入500万円で固定、妻の収入が増えていくと家計（世帯）全体の名目・実質収入の差は）

世帯の名目収入と実質収入の差が大きくなるのは、妻の名目年収106万円のラインで、名目年収150万円を超えると、名目年収106万円前の世帯の実質年収を超えることが分かります（いわゆる「**グレイゾーン**（名目収入と実質収入の差で、名目収入が増えても、実質収入が減るゾーン）」が、**106万円～150万円**）。

平成30年に試算したときは、この**グレイゾーン**は「**130万円～150万円**」でしたので、今回の社会保険の加入範囲の拡大によって、グレイゾーンが広がったような形です。



「年収の壁・支援強化対策パッケージ」との関係は

今回の国の対策の、「年収130万円を超えても連続2年までは扶養を外れない」、「本人が社会保険に加入して実質手取り減少分を賃上げで補填すれば助成金を支給する」という内容は、この社会保険の適用拡大で、年収106万円を超えるパートタイマー等が配偶者の扶養親族でいられず、自分で社会保険料を負担することになったことに原因があるようです。

対策の内容は、いずれも、この社会保険の適用拡大に伴う**収入減を補填する意味合い**があると思いますが、いずれも、**暫定的な措置**で、**本当に物価上昇に伴う経済損失を補填するものとは思えません**。

一時的に経済損失を補填することは出来ても、ずっと、「**働くなら年収106万円から150万円の間での収入の仕事は避ける**」という、今までと変わらない対応（しかも、その幅は拡大する）が求められることになりそうです。

（「年収の壁・支援強化対策パッケージ」の詳細は、次号で取り上げます）